

事務連絡
令和8年6月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区
防災担当主管部（局）
衛生主管部（局）
御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付
厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室
厚生労働省健康・生活衛生局健康課

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（通知）の
取扱いについて

各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る留意事項については、
「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和8年3月31日付
府政防第514号・科発0331第12号・医政発0331第74号・産情発0331第9号・健生
発0331第35号・感発0331第9号・医薬発0331第23号・社援発0331第49号・障発
0331第13号・老発0331第13号内閣府政策統括官（防災担当）並びに厚生労働省大臣
官房厚生科学課長、医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康・生活衛
生局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局
障害保健福祉部長及び老健局長連名通知。以下「通知」という。）のとおりお示した
ところですが、通知における別添6様式の扱いについて、運用上の考え方を下記のと
おり補足しますので、今後の保健医療福祉活動に当たって参考にするとともに、関係機
関への周知をお願いします。

記

被災自治体又は保健医療福祉活動チームが、公衆衛生的立場から避難所の状況の記録
に活用いただいている通知の別添6「避難所日報（避難者状況）」については、通知に
おいては参考とすることが望ましいものであると記載しているところですが、各自治体
において、当該様式の活用の採否や調査項目の取捨選択を判断して差し支えありませ
ん。避難所日報の目的や記載の留意点等については、本通知別添「避難所日報の記載に
ついて」においてお示ししていますので、ご参照ください。

なお、別添6の様式を活用する場合であっても、別添3「施設・避難所等ラピッド・
アセスメントシート」との共通項目については、災害時保健医療福祉活動支援システ
ム（D24H）に入力するようお願いいたします。

(参考)

※【通知における該当箇所】

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療福祉活動に関する情報の収集・連携、整理・分析及び総合調整

② 保健医療福祉調整本部及び保健所（地域本部）は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所（地域本部）の指揮等に基づき活動を行う活動チームに対し、避難所等での保健医療福祉活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、保健、医療、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡）を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、施設・避難所等ラピッド・アセスメントシート（別添3）を活用し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）に入力することが望ましいこと。

また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018 報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添4）、被災者に関する記録の様式については、「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」（令和7年10月15日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）・厚生労働省健康・生活衛生局健康課長連名事務連絡）を踏まえ、被災者健康相談票（別添5）、避難所の保健・医療・福祉の状況に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添6）を参考とすることが望ましいこと。（なお、別添6については、被災自治体または保健医療福祉活動チームが、公衆衛生的立場から活用する様式である。）

※別添3及び別添6について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いします。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

避難所日報の記載について

【避難所日報の目的】

被災自治体または支援の保健師等や保健医療福祉活動チームが、公衆衛生的立場から、①その避難所で必要な支援、②翌日以降のチームの活動方針・内容、③広域的な被災地対応、④今後予測される課題の検討等に活用する。

【記載するにあたっての留意点】

- 全ての項目を確実に聞き取って記載する必要はないが、自治体の指示を確認のうえ、前日までの情報等を参照し、太枠内を優先しながら情報収集を行う。
- 前日までの避難所日報、災害対策本部の情報、前任支援者からの申し送り、避難所の常駐保健医療支援者等からの情報を活用し、避難者及び避難所運営担当者に負担をかけないことに留意する。
- 既存の情報の転記に終始せず、避難者の生活の様子、衛生・設備環境なども含め、積極的に観察を行い、気になる方へは声をかけ、新たな課題が生じていないか確認する。
- 被災者の氏名等はこの日報に記載しないこととする。
- 個別支援を要するなどの理由により、個人情報の詳細に記載・報告する必要がある場合は、「被災者健康相談票」に記載する。
- 特記事項欄には、ニーズの種類、関係機関と調整して対応することが必要な事項、避難所の集団として検討すべき事項を中心に記載する。
- 内容は避難所管理者や支援者とも共有し、引き続き対応が必要な課題等について課題／申し送り欄へ記載し、確実に引継を行う。

【記入する際の参考】

避難所コード：市町村担当者等からの情報に基づき記載する。

◆配慮を要する者◆

- 人数：避難者カードに記載がある等、避難所運営担当者等が把握・報告している各項目の状態に当てはまる避難者数を記載する。複数の項目に重複して計上する。
- うち要継続支援人数：翌日の巡回チーム等が個別に状況確認・支援する必要がある避難者の人数を記載する。複数の該当する項目がある場合は、最も支援ニーズのある項目に入れる。◆対応すべきニーズがある者◆で「有」の人数も含む。

◆対応すべきニーズのある者◆

まだ解決しておらず、速やかに対応しなければならないニーズのある避難者数を記載する。引き継いだ際には、優先的に確認、対応することとする。

- 医療ニーズのある者：速やかに医療につなぐ必要がある者。ただし、適切な医療を受けている、又は受けられる状況にある者、状態が安定している者は含まない。
- 保健福祉ニーズのある者：福祉避難所への移動、専門職支援チーム等に速やかにつなぐ必要がある者。
- こころのケアが必要な者：悲哀、悲嘆が強く、不眠、引きこもりや過剰行動が見られるなど、専門的な支援が必要と思われる者。

【参考】

※避難所日報記載要領（災害時の保健活動推進マニュアル p.135-138）：https://www.jpha.or.jp/sub/pdf/20200420_honbun.pdf

※厚生労働行政推進調査事業費補助金分担研究報告書（避難所・在宅者等の情報把握・支援の検討）：

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/28204>